

2024 (令和6) 年度

医療・介護・障害の 報酬改定のポイント

2024 (令和6) 年度は、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等の報酬改定が行われます。各制度の改定のポイントと、事業者の対応について解説します。

△診療報酬▽

今報酬改定の施行日は6月1日に

2024 (令和6) 年度の診療報酬改定では、①現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進、②ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進、③安心・安全で質の高い医療の推進、④効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上、の4つの基本方針のもと、改定率は全体で△0・12%となっている。

内訳をみると、本体部分+0・88% (医科+0・52%、歯科+0・57%、調剤+0・16%)、薬価等△1・00% (薬価△0・97%、材料費△0・02%)となっている。本体部分には、(a) 40歳未満の勤務医師・事務職員等の賃上げ分 (+0・28%程度)、(b) 看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げ分 (+0・61%)、(c) 入院時の食費基準額の引き上げ (1食あたり30円) の対応 (うち、患者負担については原則、1食あたり30円。低所得者については、所得区分に応じて10〜20円) (+0・06%)、(d) 生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化分 (△0・25%) が含まれている。

今報酬改定は、医療機関やベンダーの事務負担軽減のため、施行日が2024 (令和6) 年6月1日と従来より2カ月後ろ倒しとなっている。なお、薬価については4月1日施行、材料費は6月1日施行である。

主な改定項目は次の通り。

【外来】

●初診料・再診料、外来診療料の引き上げ

外来診療における標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要となったこと、職員の賃上げを実施すること等の観点から、初診料を288点から291点と3点、再診料を73点から75点と2点、外来診療料を74点から76点と2点引き上げ。

●生活習慣病管理料の見直し

生活習慣病管理料の名称を「生活習慣病管理料 (I)」に改めたうえで、要件を見直す。点数 (月1回) は、脂質異常症を主病とする場合を570点から610点に、高血圧症を主病とする場合を620点から660点に、糖尿病を主病とする場合を720点から760点に引き上げ。

検査等を包括しない「生活習慣病管理料 (II)」(333点/月1回) を新設 (オンライン診療の場合は290点)。なお、同一患者に対し、同管理料を切り替える場合には6カ月をあげなければならない。また、同管理料 (II) への加算として、血糖自己測定指導加算 (500点/年1回)、外来データ提出加算 (50点) を新設。

●地域包括診療料等の見直し

かかりつけ医療機能を評価する地域包括診療料等については、①介護支援専門員・相談支援員との相談に応じること、②担当医がサード担当会議、地域ケア会議への参加実績



がある、医療機関にて介護支援専門員と対面またはICT等での相談の機会を設けている、のいずれかを満たすこと等の要件を追加。

これらの要件を踏まえ、地域包括診療加算1を25点から28点に、同加算2を18点から21点に、認知症地域包括診療加算1を35点から38点に、同加算2を28点から31点に引き上げ。

注目される地域包括医療病棟入院料の新設

【入院】

●急性期一般入院料等の見直し

急性期一般入院料1について、平均在院日数の基準を18日から16日に短縮。また、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」を次の通り見直し。①「創傷処置」について、必要度Ⅰ（看護職員が評価する方法）の評価対象を、必要度Ⅱ（診療実績データによって評価する方法）の評価対象となる診療行為を実施した場合とする。「重度褥瘡処置」を評価対象から除外する、②「呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）」について、必要度Ⅰの評価対象を必要度Ⅱの評価対象となる診療行為を実施した場合とする、③「注射薬剤3種類以上の管理」について、初めて該当した日から7日間を該当日数の上限とする。対象薬剤から「アミノ酸・糖・電解質・ビタミン」等の静脈栄養に関する薬剤を除外する、④「抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）」について、対象薬剤から入院での使用が6割未満の薬剤を除外する、⑤「抗悪性腫瘍剤の内服の管理」

について、対象薬剤から入院での使用割合が7割未満の薬剤を除外する、⑥「抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）」、「麻薬の使用（注射剤のみ）」、「昇圧剤の使用（注射剤のみ）」、「抗不整脈薬の使用（注射剤のみ）」、「抗血栓塞栓薬の使用」、「無菌治療室での治療」について、評価を2点から3点に引き上げ、⑦「救急搬送後の入院」、「緊急に入院を必要とする状態」について、評価日数を5日間から2日間に短縮、⑧C項目の対象手術、評価日数について、実態を踏まえて見直し、⑨短期滞在手術等基本料の対象手術を実施した患者を評価対象者に加える。

急性期一般入院料1、特定機能病院入院基本料7対1、専門病院入院基本料7対1における該当患者の基準、割合の基準について、①「A3点以上」または「C1点以上」に該当する割合が一定以上であること、②「A2点以上」または「C1点以上」に該当する割合が一定以上であることの両者を満たすことを施設基準とする。

これらを踏まえ、入院料等の施設基準における該当患者割合の基準を見直す（2024年9月30日までの経過措置あり）。

●地域包括医療病棟入院料の新設

高齢者等の救急患者を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の評価として、「地域包括医療病棟入院料（3050点/1日につき/90日まで）」を新設。

主な施設基準は、①看護職員が10対1以上配置されている、②常勤の理学療法士、作業

療法士または言語聴覚士が2人以上、専任の常勤の管理栄養士が1人以上配置されている、③入院早期からのリハビリテーションが実施できる構造設備がある、④ADL等の維持・向上、栄養管理等に必要な体制が整備されている、⑤必要度の基準を満たしている、⑥平均在院日数が21日以内、⑦在宅復帰率が80%以上、⑧自院の一般病棟から転棟した患者割合が5%未満、⑨救急搬送患者と救急患者連携搬送料が算定され、他の医療機関から搬送された患者の割合が15%以上、等である。

必要度の基準は、①「A2点以上」かつ「B3点以上」または「A3点以上」または「C1点以上」の患者の割合が必要度Ⅰで16%以上、必要度Ⅱで15%以上、かつ、②入棟初日に「B3点以上」の患者の割合が50%以上であること、である。

初期加算（150点/1日につき/14日まで）、リハビリテーション・栄養・口腔連携加算（80点/1日につき/14日まで）、看護補助体制加算、夜間看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算等を新設。

●地域包括ケア病棟入院料の見直し

入院期間に応じた評価とするため、同入院料1は2809点から2838点（40日以内）、2690点（41日以上）に、同入院料2は2620点から2649点、2510点に見直し。介護保険の訪問看護も実績の対象とする。また、在宅復帰率等の対象患者から、短期滞在手術等基本料の対象手術を実施した患者を除き、在宅復帰率の計算方法を改める。



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

重症心身障害児者・医療的ケア児と家族の双方へのケアを提供

— 宮城県仙台市・社会福祉法人あいの実 COCOON 西田中 EAST —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された宮城県仙台市にある「COCOON 西田中 EAST」を取りあげます。同施設は、重症心身障害児者対応の児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護などを併設した全世代対応型の複合施設となっています。施設概要や実践する取り組みについて取材しました。

地域ニーズに応えた障害福祉事業を展開

宮城県仙台市にある社会福祉法人あいの実(理事長:乾祐子氏)は、「人からしてほしいと思う通りに、人にもする」という法人理念のもと、地域の支援ニーズに応えながら重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする人の支援に取り組んでいる。

法人の沿革としては、平成17年にNPO法人を設立し、障害者の訪問介護事業を開始したことに始まる。重度訪問介護を通してALSやパーキンソン病などの神経難病の利用者に医療的ケアを行うなかで、重い障害のある子どもと接するようになり、重症心身障害児

者に対応する児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護などの事業を展開している。

現在は、仙台市泉区において、重症心身障害児者を対象にした児童発達支援、放課後等デイサービスを併設する「COCOON 実沢」と「COCOON 北中山」の2つの拠点をつくり、訪問介護、居宅介護支援事業所、障害児相談支援事業などのサービスを組み合わせた多機能事業所として運営。令和3年6月には経営基盤を強化するため、社会福祉法人化している。

全世代対応型の複合施設を開設

同法人は、令和5年4月に重症心身障害児者・医療的ケア児のための複合施設「COCOON 西田中 EAST」を開設している。

同施設は、重症心身障害児者対応の児童発達支援、放課後等デ

施設の概要

社会福祉法人 あいの実 COCOON 西田中 EAST

〒981-3224
宮城県仙台市泉区西田中松下 23
TEL 022-785-9435
URL <https://ainomi.com>

開 設：令和5年4月
理 事 長：乾 祐子
併設施設：あいの実ブルーベリー（生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス）、あいの実ストロベリー（医療型短期入所）、あいの実クリニック（医療型短期入所併設型診療所）
法人施設：COCOON 北中山（児童発達支援、放課後等デイ、障がい児相談支援、ケアプランセンター）／COCOON 実沢（児童発達支援、放課後等デイサービス、訪問介護）



サービス、生活介護を行う「あいの実ブルーベリー」をはじめ、医療型短期入所「あいの実ストロベリー」、診療所「あいの実クリニック」を併設した全世代対応型の複合施設となっている。

全世代対応型の複合施設を開設した経緯について、専務理事の久保潤一郎氏は次のように説明する。

「近年、仙台市では重症心身障



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,992円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949